

18年度決算、統合大原小用地取得など認定・可決

第12回市議会定例会は8月28日から9月26日までの会期で開かれ、18年度一般特別会計決算や統合大原小学校用地取得、東山中学校屋内運動場改築工事実施設計委託料などを含む補正予算など、市長提案の34件の議案などがいずれも承認、可決されました。



損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分したので報告するもの

▼18年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の認定について(16件) 18年度一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに水道事業会計決算について、監査委員の審査を終えたので議会の認定に付するもの

議案

▼財産の取得について(3件) 1) 統合大原小学校用地とするため、土地2万1943平方メートルを9424万7400円で取得(仮称)大東学校給食センターの建設に伴い、厨房備品を1億2600万円で取得(消防団に配備している車両を更新するため、消防ポンプ自動車2台を2927万4000円で取得)しようとするもの
▼市長の資産等の公開に関する

条例の一部を改正する条例の制定について 1) 郵政民営化関連法が19年10月1日から施行されることおよび証券取引法などの一部が改正されたことなどに伴い、所要の改正をしようとするもの
▼個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 2) 統計法の全部改正に伴い、所要の改正を行うもの
▼研究開発プラザ条例の制定について 3) 産学官連携による地域産業の高度化、新事業分野への展開等を支援し、市の産業振興に資するため、一関市研究開発プラザを設置しようとするもの
▼担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について 4) 担い手農地集積高度化促進事業に要する費用を受益者に負担させるため、所要の事項を定めようとするもの
▼スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について 5) 指定管理者制度による管理を行うこととするスポーツ施設について、所要の改正をしようとするもの

▼19年度一般会計補正予算(第2号) 1) 国庫補助要綱の改正に伴う児童クラブ運営委託料の変更など6706万7千円を追加補正
▼19年度工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号) 1) 真柴工業団地の土地の売り払いに伴い、土地売却収入および工業団地整備事業費などに3205万8千円を追加補正
▼請負契約の変更について(2件) 1) 地域インターネット基盤施設整備について、河川横断などにかかわる協議に時間を要しているため、完成期限を変更しようとするもの
▼19年度一般会計補正予算(第3号) 1) 東山中学校の屋内運動場改築工事実施設計委託料の追加および文化創造施設整備事業費の見直しに伴う継続費補正など4176万5千円を追加補正
▼請負契約の締結について 1) 弥栄・真滝統合中学校屋内運動場建設(建築)工事について、19年8月31日入札に付し、榎平野組

が落札したので、同社と1億9047万円で請負契約を締結しようとするもの
▼一関地区土地開発公社定款の一部変更に関する議決を求めることについて 1) 19年10月1日から施行される郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い、一関地区土地開発公社定款の一部変更に関する議決を求めるもの
▼教育委員会の委員の任命について 1) 教育委員会の委員である増子恭一氏の任期が19年10月28日をもって満了となることから、後任として小野寺真澄氏を任命しようとするもの
▼人権擁護委員の推薦について 1) 19年12月31日をもって任期が満了する千葉照嘉氏を引き続き適任と認め、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの
▼19年度一般会計補正予算(第4号) 1) 滝沢字鶴ヶ沢地内で発生した亜炭採掘跡での陥没を復旧するため、792万9千円を追加補正

一般質問などについては、広報11月1日号と同時に配付される予定の「市議会だより」をご覧ください。

建物、農作物などに被害

台風9号
秋雨前線

9月7日に東北地方を縦断した台風9号および9月17日から降り始めた秋雨前線に伴う大雨は県内に大きな被害をもたらし、当市では負傷者があったほか、北上川などの水位上昇による住居への浸水や農地冠水、道路の通行止めなどで大きな被害を受けました。



右/籠止めの月の輪工法で堤防を補強する水防隊員(9月18日午後12時30分ごろ、花泉町老松地内)
上/北上川が増水し、大量の水が流れ込んだ一関遊水地(9月18日午後2時ごろ、舞川地内から)

台風9号での降り始めからの総降雨量は、栗駒山で285ミリ、一関で135ミリ、大東町中川で139ミリ、千厩町千厩で82ミリ。瞬間最大風速は、消防本部観測で7日午前10時21分に28.1メートルを記録しました。
北上川での最高水位は、狐禅寺で8.75メートル、諏訪前で7.68メートル、七日町で7.44メートルとなり、各観測点ともはらん注意水位を超えました。
市は7日午前5時30分、大雨、洪水警報の発表に伴い災害警戒本部・支部を設置し、水位などの情報収集や河川、急傾斜地など

9月17日から18日にかけては、発達した秋雨前線に伴い、奥州市以北の県内陸部を中心に長時間にわたって降り続いた大雨のため、北上川が増水しました。
北上川の最高水位は、狐禅寺で12.18メートルと近年では平成14年の6号台風(13.51メートル)に次ぐ水

位を記録したのをはじめ、諏訪前でははらん危険水位の8.70メートルを超える10.18メートル、七日町で9.75メートルとなりました。
市は17日午後5時、災害警戒本部・支部を設置し、水位情報の収集や広報活動を行い、18日午前6時災害対策本部・支部に切り替え、水位情報などの提供や避難者への対応、水防対策などを行いました。
安全確保のため、川崎地域で避難指示を出し8世帯30人が川崎農村環境改善センターへ避難したほか、一関地域で避難勧告を出しました。
9月26日現在の被害状況は、一関、花泉、川崎地域を中心に床上浸水2棟、床下浸水10棟などにより13世帯45人が被災。916畝の農地の冠水などにより、収穫目前の水稲など農作物や農業用施設71力所などが被害を受けました。
交通機関では、JR大船渡線が増水により運休。県道、市道の冠水などによる通行止めが市民生活に影響がありました。
これら二つの災害により被害を受けた公共土木施設、農業用施設などの復旧については、応急対策を実施していますが、今後さらに調査を行い、その対策を進めていくこととしています。

固定資産税の減免について
災害により土地、家屋などに被害があった人に対して、固定資産税を減免する制度があります。詳しくは問い合わせください。
■土地
災害により地形を変じたり、作土を損傷して宅地や農地としての利用価値を減じた場合、当該土地での被害面積の割合に応じた減免
■家屋
災害により著しく損傷を受け、家屋としての利用価値を減じた場合、損傷の程度により減免
■償却
災害により著しく損傷を受け、償却資産としての利用価値を減じた場合、家屋の規定に準じて減免
※該当することになった日以後に到来する納期に係る固定資産税の額に減免の割合を乗じて得た額に相当する額を減免するものです。

◎問い合わせ先
税務課資産税係